環境省
Ministry of the Environment
近畿環境局

ESCO･ZEB事業及び自治体向けの省エネ･再エネ関連施策について

2026年11月11日

環境省 近畿環境局 地域脱炭素創生室

目次

１．建築物の脱炭素化とZEB関連施策

２．省エネ・再エネ導入に向けた支援施策

３．地方財政措置（脱炭素化推進事業債）

１．建築物の脱炭素化とZEB関連施策

住宅・建築物の脱炭素化について

環境省

- 住宅・建築物（建設含む）はエネルギー需要・CO2排出量ともに、世界全体の**約34%**を占める。
 （出典）GlobalABC/UNEP, *Global Status Report for Buildings and Construction (Buildings-GSR) 2024/2025*
- 2030年度までに、2013年度比で家庭部門から**約66%**、その他業務部門から**約51%**の削減する目標を設定。
- 国際的にもG7関連会合やCOP等で**建物の脱炭素化の促進を含む成果文書に合意**する等取組が進む。
- 環境省では、**新築及び既築の住宅・建築物を支援するための補助事業を実施**（新築のZEH／ZEB化、既築の改修（特に窓の断熱改修）等）。また、政府実行計画等に基づいて、政府・地方公共団体が率先して取組を推進。
- 国交省や経産省では、補助事業のほか、**トップランナー制度等に基づく規制、賃貸や販売時の省エネ性能表示の努力義務化、住宅ローン減税等**も実施。
- また、政府全体で、運用時だけでなく**ライフサイクル全体で建物が排出するGHGについて対策を今後推進**。

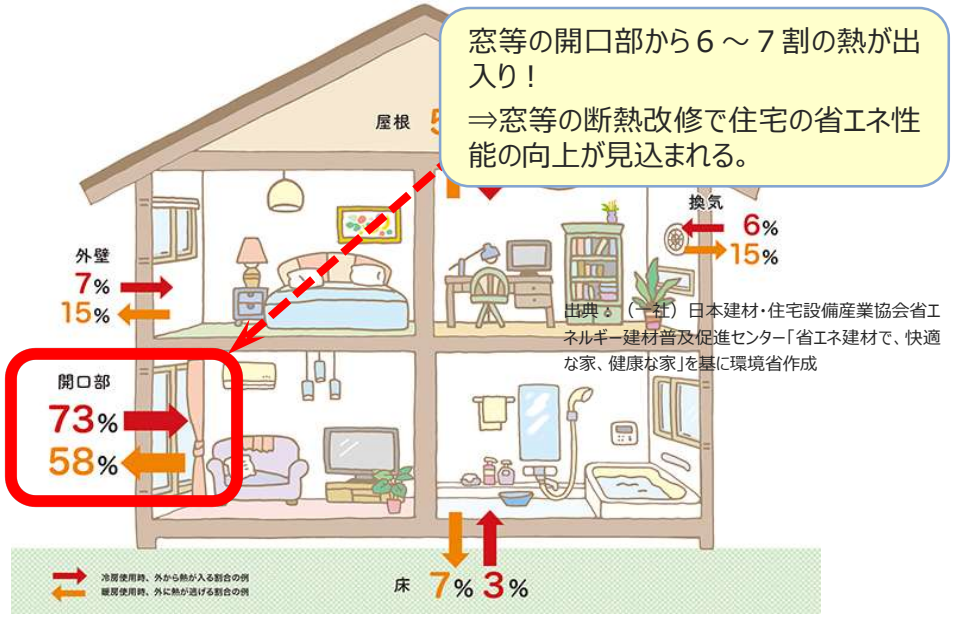


図１　住宅における熱の出入り

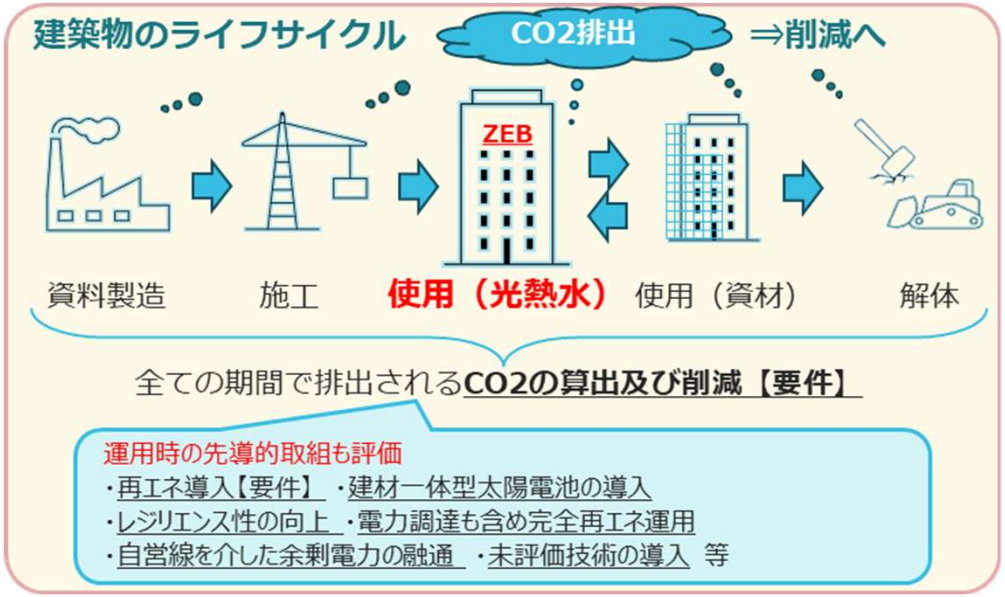


図２　ライフサイクル全体でのGHGの評価のイメージ

建築物の脱炭素化に向けた取組

環境省

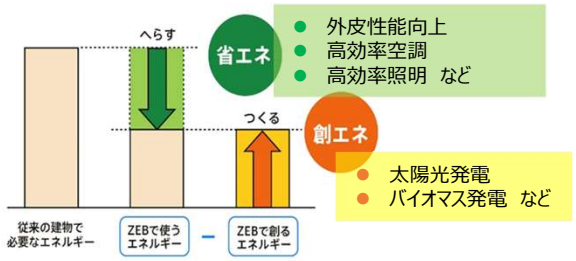
■ 新築については、ZEB化に対する補助に加え、**令和6年度当初予算よりライフサイクルカーボンを算定・削減する取組を行う事業**に対して、**令和8年度より低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材）を活用する事業**に対して支援を開始。

■ 既存については、ZEB化に対する補助に加え、**令和5年度補正予算より外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入によりZEB水準まで改修を行う事業に対する事業**を開始。

新築・既存ZEBの支援

- 建築物等のZEB化・省CO_2化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
（経済産業省連携事業）
（令和８年度予算：6,700百万円の内数）
（令和７年度補正：4,800百万円の内数）

ZEBの概念図とランク



	『ZEB』	Nearly ZEB	ZEB Ready	ZEB Oriented
省エネ	▲50%以上	▲50%以上	▲50%以上	▲40%又は30%以上
省エネ＋創エネ	▲100%以上	▲75%以上	－	－

2024年度当初予算～

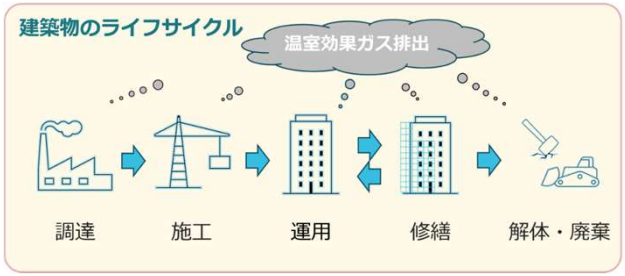
LCCO$_2$削減型ZEBの支援

- 建築物等のZEB化・省CO_2化普及加速事業のうち、ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業
（国土交通省連携事業）
（令和８年度予算：6,700百万円の内数）
※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担
（令和７年度補正：4,800百万円の内数）

✓ ライフサイクルカーボンの算定のほか、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用についても支援
（令和８年度より）

✓ そのほか、運用時の以下の先導的な取組も特に評価。
・災害に対するレジリエンス性の向上
・自営線を介した余剰電力の融通
・建材一体型太陽光電池の導入　等

建築物のライフサイクルカーボンのイメージ

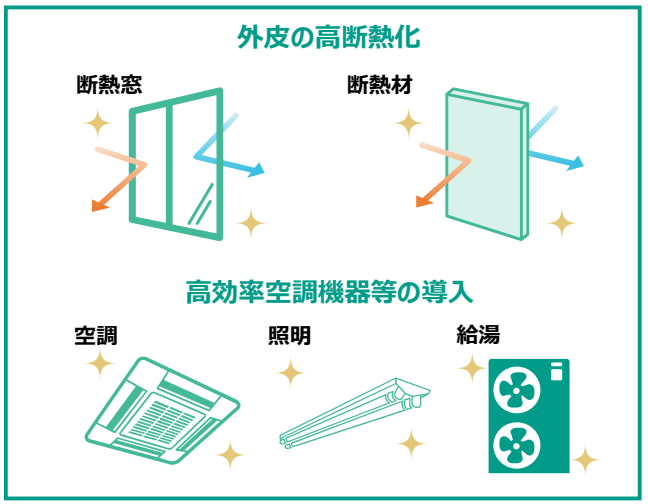


2023年度補正予算～

既存建築物のZEB水準への改修支援 <GX>

- 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
（経済産業省・国土交通省連携事業）
（令和８年度予算：４,000百万円）
※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

事業のイメージ



ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保

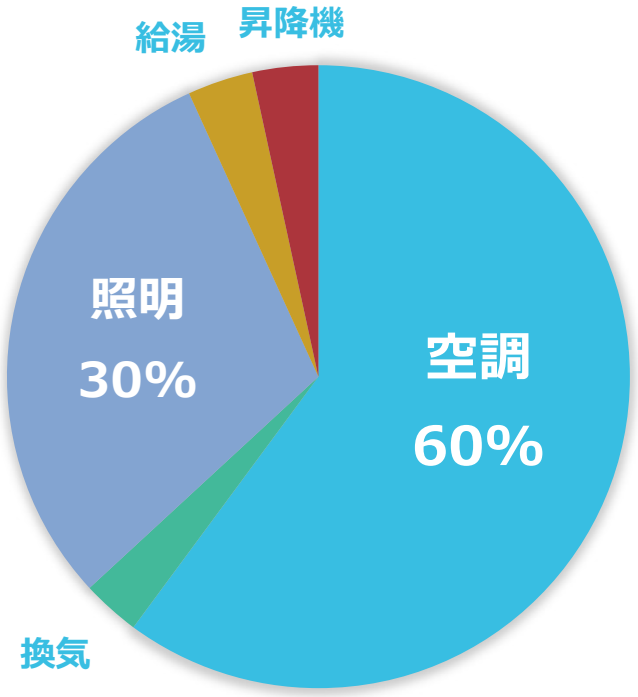
建築物における一次エネルギー消費量の内訳と削減方法

環境省

■ 一般的な事務所ビルの一次エネルギー消費量※のうち、**「空調」が60%、「照明」が30%。**

■ 「空調」の一次エネルギー消費量の削減には、**高断熱外皮（断熱材、窓等）**や日射遮蔽技術を導入し空調負荷を削減するとともに、**高効率な空調設備の導入**や自然通風利用などが必要。

一般的な事務所ビルにおける一次エネルギー消費量の内訳（延床面積10,000㎡）



一次エネルギー消費量削減のための導入設備等

区　分		主な導入設備等
パッシブ技術	外皮断熱	高性能断熱材 高断熱窓
	日射遮蔽	庇 ルーバー
アクティブ技術	空調設備	高効率空調 全熱交換器 外気冷房
	照明設備	LED照明 制御機能
	換気設備	高効率モーター インバーター
	給湯設備	高効率給湯
	昇降機設備	VVVF制御









※一次エネルギー消費量とは、建築物のエネルギー消費性能を評価するときの評価指標のひとつで、家電・OA機器等分を除いた建物の利用に伴う直接的なエネルギー消費量をいう。

・図表の出典：ZEB設計ガイドライン（ZEBロードマップフォローアップ委員会）を基に環境省作成。

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ　環境省

【令和9年度予算要求額　11,500百万円（6,700百万円）】
（ ※(1)①②④は、5年間で総額14,300百万円の国庫債務負担）

建築物等のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業
（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）
①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
④躯体活用型ZEB化改修支援事業
⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業
⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業
⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）
⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）
⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

（2）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業）

（3）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業
（一部国土交通省連携事業）
①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

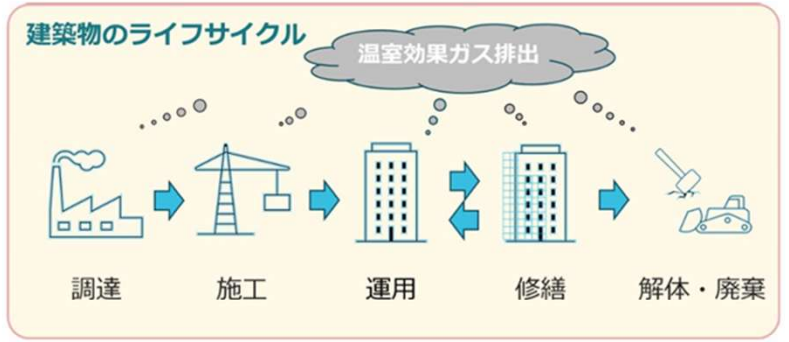
（4）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

■事業形態
■委託先及び補助対象
■実施期間
} メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援



省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫モデル促進



クーリングシェルターのイメージ　省CO2独立型施設のイメージ　サステナブル倉庫のイメージ

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　ほか　　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（1/2）

環境省

業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業（補助率：1/4～2/3、上限：10億円（５年間））
低炭素型建材の導入等を行う新築ZEBについて、高効率設備や低炭素型建材の導入等を支援する。
◆補助要件　：ZEB Ready （事務所等以外についてはZEB基準の水準の省エネ性能（※１））を達成すること、エネルギー管理体制を整備すること、再エネ設備を導入すること、ライフサイクルカーボンを算定すること、低炭素型の建材を導入すること　等
◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・太陽光発電設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの　等

②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（補助率：1/3、1/2、上限：10億円（5年間））
既存建築物について、外皮の高断熱化及び高効率設備の導入等を支援する。
◆補助要件　：ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと　等
◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・太陽光発電設備※6等のうち、一定の基準を満たしたもの）及び設計費（省エネ化に資するもの）等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：100万円）
既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業
■補助対象 ：地方公共団体 、民間事業者、団体等
■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 事業イメージ等

＜①低炭素型建材活用新築ZEB支援事業＞ ※2

延べ床面積	補助率（設備）		補助率（建材）
	事務所等以外※3	事務所等※4	
2,000㎡未満	1/3	1/3	掛かり増し費用の 1/2 (GX率先実行宣言を行う場合は2/3)
2,000㎡以上		1/4	

＜②業務用建築物の脱炭素改修加速化事業＞



※1 ZEB基準の水準の省エネ性能については、「事務所等」は現行の省エネ基準値から40%削減（BEI=0.6）、「事務所等以外」は現行の省エネ基準値から30%削減（BEI=0.7）とする。なお、「事務所等」は、事務所、官公署、学校等の用途を、「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
※2 ①については、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
※3 ①において、延べ面積10,000㎡以上の「事務所等以外」については、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物のみを対象とし、ZEB Oriented 以上の省エネ性能の建築物については対象外。
※4 ①において、「事務所等」については、ZEBの設計に初めて関わるZEBプランナーが関与する場合、ZEB基準の水準の省エネ性能の建築物についても対象とする。
※5 ②において、特に高い省エネ性能が期待される等の一部設備（トップ性能枠）については補助率を1/2とする。
※6 太陽光発電設備については、パワコン等の設備費や工事費等を補助対象とする。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（2/2）

環境省

業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

④躯体活用型ZEB化改修支援事業（補助率：1/3～2/3、上限：10億円（5年間））

ZEB化改修とともに、既存の躯体を最大限活用し、新築並みの耐用年数に延伸することで、脱炭素と資源循環の両方に資する先導的な改修事業について支援する。

◆補助要件　：ライフサイクルカーボン等を算定すること、 ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、一定以上の耐震性を確保すること、設計図書等を公表すること、耐用年数を算出すること　等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMSのうち、一定の基準を満たしたもの等）及び設計費（省エネ化及び躯体の活用に関するもの）

⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：1,000万円）

ZEB化と既存躯体の最大限活用の同時実現に係る達成可能性・省CO2効果等についての調査を支援する。

⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業（委託）

建築物の脱炭素化を推進するために必要な調査、検討等を行う。

⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

3. 事業スキーム

■事業形態：④⑤⑦⑧⑨間接補助事業、⑥委託事業

■補助対象及び委託先：地方公共団体 、民間事業者、団体等

■実施期間：令和５年度～令和10年度

4. 事業イメージ



お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
（3）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）

環境省

業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. **クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）**
 既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の普及を図る事業を支援する。
2. **民間建築物等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：3,500万円）**
 高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。
3. **テナントビルの省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：4,000万円）**
 オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。
4. **空き家等における省CO2改修支援事業（補助率：1/3、上限：1,000万円）**
 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業を支援する。

◆補助要件： 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

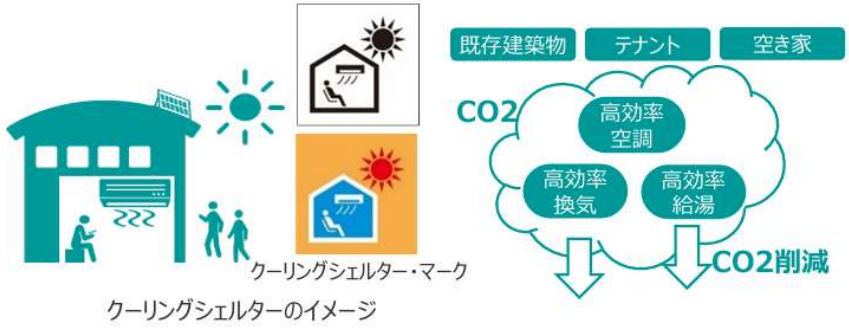
②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業（補助率：1/3、上限：1ハウスあたり250、350万円）
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入を支援する（太陽光発電設備については、パワコン等の設備費や工事費等を補助対象とする。）。

3. 事業スキーム

- ■事業形態：間接補助事業
- ■補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- ■実施期間：令和6年度～令和10年度

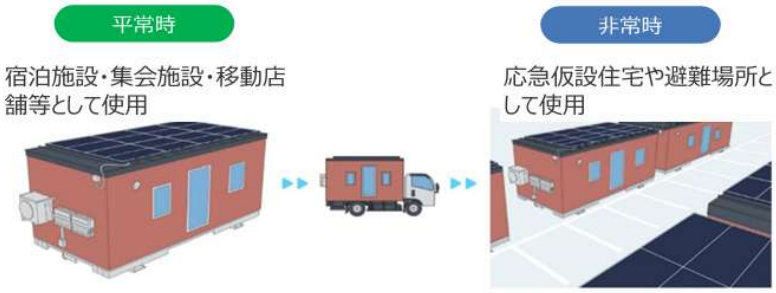
4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



クーリングシェルターのイメージ

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341
大臣官房 環境保健部企画課 熱中症対策室

２．省エネ･再エネ導入に向けた支援施策

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和９年度要求額　6,137百万円（2,000百万円）】
【一般会計　2,137百万円（0百万円）　特別会計　4,000百万円（2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※１　地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2　蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備（パワコン、工事費等）導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助　都道府県・指定都市・財政力指数0.8以上の市区町村：1/3、財政力指数0.8未満の市区町村：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
蓄電池：定額

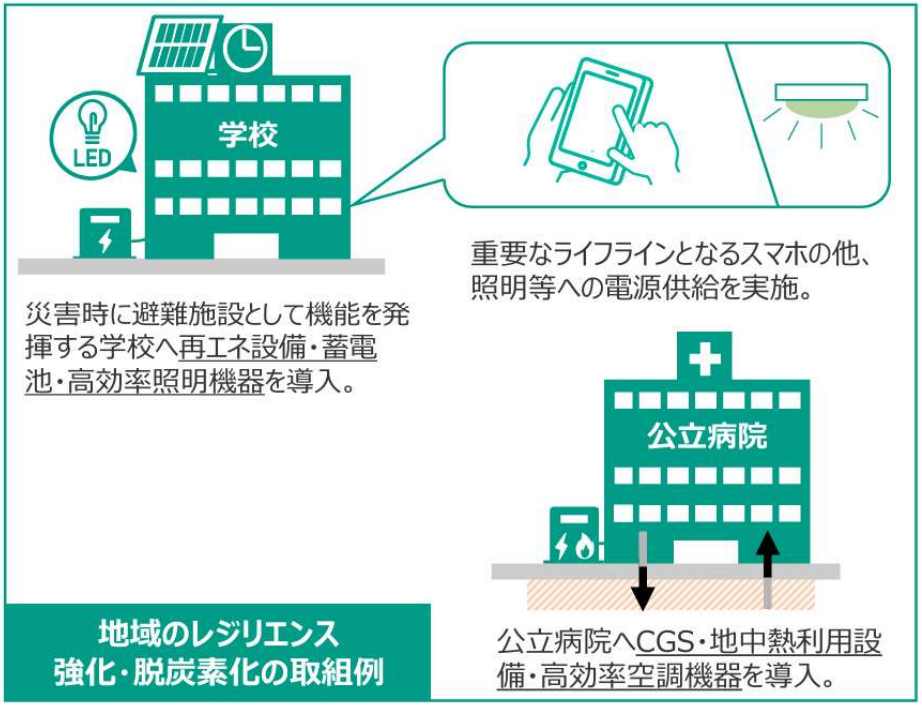
■補助対象：地方公共団体　（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入 ←
・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備　等



地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

お問合せ先：　環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109
（浄化槽について）環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室　電話：03-5501-3155

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

【令和９年度要求額　1,850百万円（630百万円）】　環境省

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロ、2035年度に60%、2040年度に73%削減を実現するとともに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくり、地域共生型再エネ事業創出等のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（１）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

②都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（２）地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

②地域における中核人材育成研修

③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■事業形態：(1)①　間接補助事業(定率、上限設定あり)、(1)②③(2)(3)　委託事業

■補助・委託：(1)① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)②③(2)(3) 民間事業者・団体等

■実施期間：令和８年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



（１）　具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

施策実行のステップ



地域脱炭素の実現

（２）　地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

（３）　地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携

お問合せ先：
(1)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109
(2)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課　電話：03-5521-8235、環境省自然環境局自然環境計画課　電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課　電話：03-5521-8353
(3)環境省大臣官房地域政策課　電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、
（１）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

環境省

公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

②都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

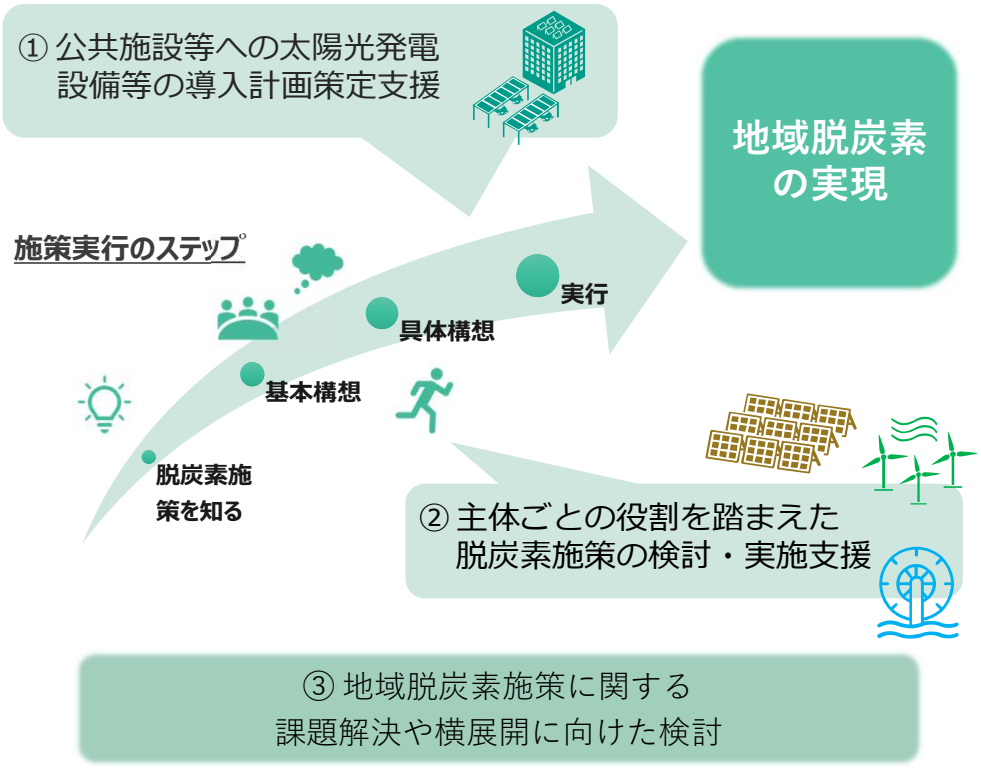
3. 事業スキーム

■事業形態：① 間接補助１／２（上限1,000万円） ※対象施設数により上限1,500万円、②③ 委託事業

■補助・委託：① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）、②③ 民間事業者・団体等

■実施期間：令和８年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

環境省

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣することで脱炭素施策の実装・具体化に必要な中核人材を育成し、地域脱炭素を推進する。また、多様な相談を一元的に受け付ける全国相談窓口を設置し、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

②地域における中核人材育成研修

着任時に必要な基礎的なセミナーから事業化に必要な実践的な講座まで、段階に応じた支援メニューを提供し、地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の人材との相互学習関係の構築を行う。

③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、地域脱炭素を活用した地場産業の活性化を図る。

3. 事業スキーム

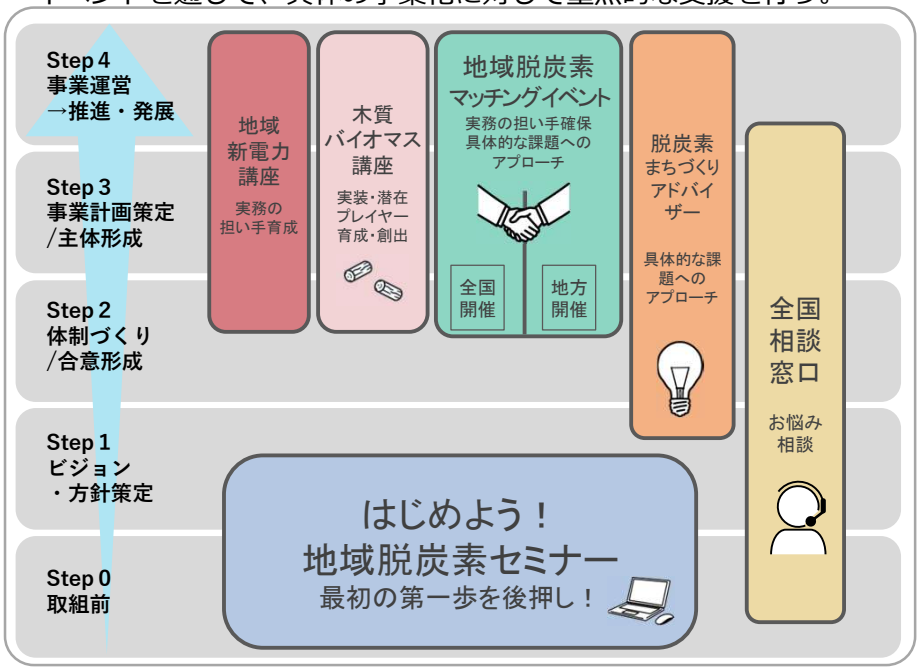
- ■事業形態：委託事業
- ■補助・委託：民間事業者・団体等
- ■実施期間：令和８年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

＜地域脱炭素取組のロードマップ＞

初期段階から事業運営まで、幅広い段階に向けた支援メニューによる、地域脱炭素の取組の全方位的な人材育成を実施する。

特に、事業化のハードルが高いことから、アドバイザーや講座、イベントを通して、具体の事業化に対して重点的な支援を行う。



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328



（参考）令和８年度情報
脱炭素まちづくりアドバイザー派遣事業三次公募について

■ 公募対象

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合又は広域連合）
複数の地方公共団体における**共同申請も可能**です。

■ 派遣地方公共団体（派遣団体）数

全３回の公募で**６０地方公共団体程度**

■ 公募期間

三次公募：令和8年8月3日（月）～9月4日（金）

■ 派遣形式

①スポット型

・単発で専門家に相談できる方式。
　随時受け付けています（全国相談窓口を通じた申込も可能です）。
・1泊2日程度の現地訪問と、事前・事後のオンライン面談

②伴走型

・長期間にわたり、専門家から継続的に助言をもらえる方式。
・オンライン面談によるアドバイス（4回程度）
・1泊2日程度の現地訪問（2回程度）

②都道府県型派遣

・都道府県が管内市町村の脱炭素支援するにあたり、専門家が助言する方式。
＜例＞
管内市町村を集めて実行計画の策定
複数市町村と一緒に庁舎への再エネ導入を検討
オンライン面談によるアドバイス（6回程度）
1泊2日程度の現地訪問（3回程度）

地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

【令和９年度要求額（GX以外）73,021百万円（ 20,018百万円）（GX）8,000百万円（7,000百万円）】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和７年２月18日閣議決定）等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

①脱炭素先行地域づくり事業への支援
②重点対策加速化事業への支援
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

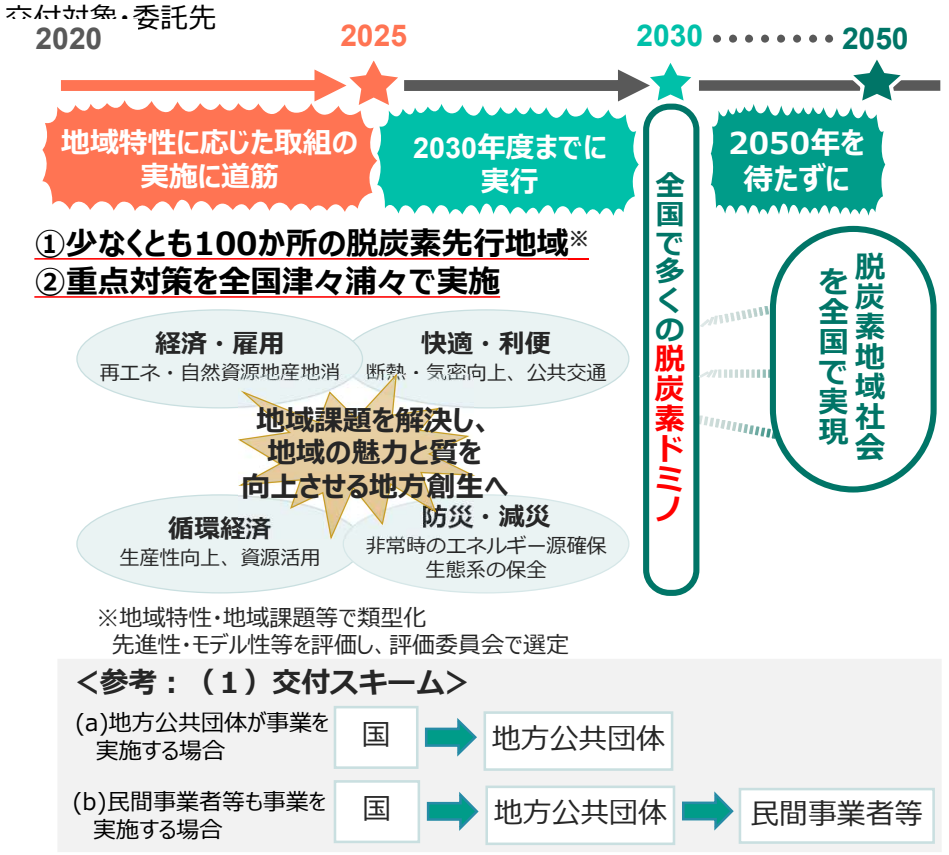
（2）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態：（1）交付金（2）委託費
■　　：（1）地方公共団体等（2）民間事業者・団体等
■実施期間：令和４年度～令和12年度

4. 事業イメージ

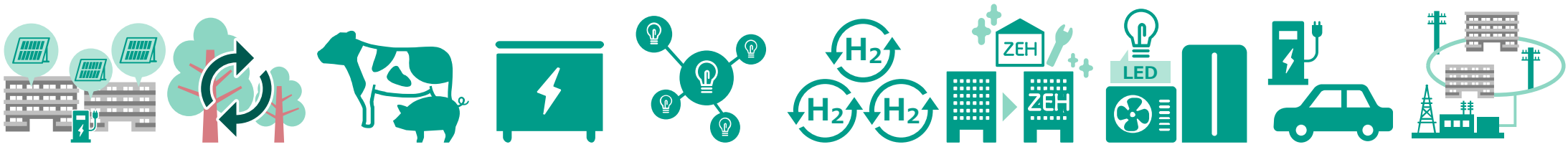


お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）

①脱炭素先行地域づくり事業	交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等）。 対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現すること等に先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。 交付率　：原則2/3 事業期間：概ね５年程度
②重点対策加速化事業	交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：１MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。 対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上等の脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。 交付率　：2/3～1/3、定額 事業期間：概ね５年程度
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）	交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。 対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。 交付率　：原則2/3 事業期間：概ね５年程度



屋根置き自家消費型太陽光発電　木質バイオマスのエネルギー利用　家畜排せつ物のエネルギー利用　蓄電池の導入　エネルギーマネジメントシステム導入　再エネ水素利用　住宅建築物のZEB／ZEH　省エネ設備の最大限採用　ゼロカーボン・ドライブ　自営線マイクログリッド

重点対策加速化事業の取組例

■ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）は、全国津々浦々で重点的に導入促進を図るべき屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボンドライブなどの取組を、**地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する場合に支援**を行うものであり、2030年度排出削減目標達成等のために全国的な再エネ導入等の底上げを図るもの

■ **再エネ発電設備の一定以上の導入が必要**

（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）

重点対策①
屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

【神奈川県厚木市の事例】

- **短期間に整備することができるPPAを活用し、**公共施設への太陽光発電設備・蓄電池導入によるレジリエンス強化を早期に達成する。



屋根置き太陽光発電設備

重点対策②
地域共生・地域裨益型再エネの立地

【富山県の事例】

- **中小水力発電設備４件（60kW）の導入**を支援し、民間事業者による導入を促進。



中小水力発電設備

重点対策③
業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

【愛知県の事例】

- **民間事業者による新築・既築ZEB（20件）の実現**を支援。太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



ZEBのイメージ

重点対策④
住宅・建築物の省エネ性能等の向上

【山形県の事例】

- 県独自の**高性能住宅「やまがた健康住宅」600戸の導入**を支援。省エネ設備だけではなく、太陽光や蓄電池の同時導入を支援。



やまがた健康住宅　資料）飯豊町

重点対策⑤
ゼロカーボン・ドライブ

【島根県美郷町の事例】

- **個人への車載型蓄電池75台導入**を支援（町の協調補助あり）。**災害協定を交わし、大規模災害の際に非常用電源として活用**。



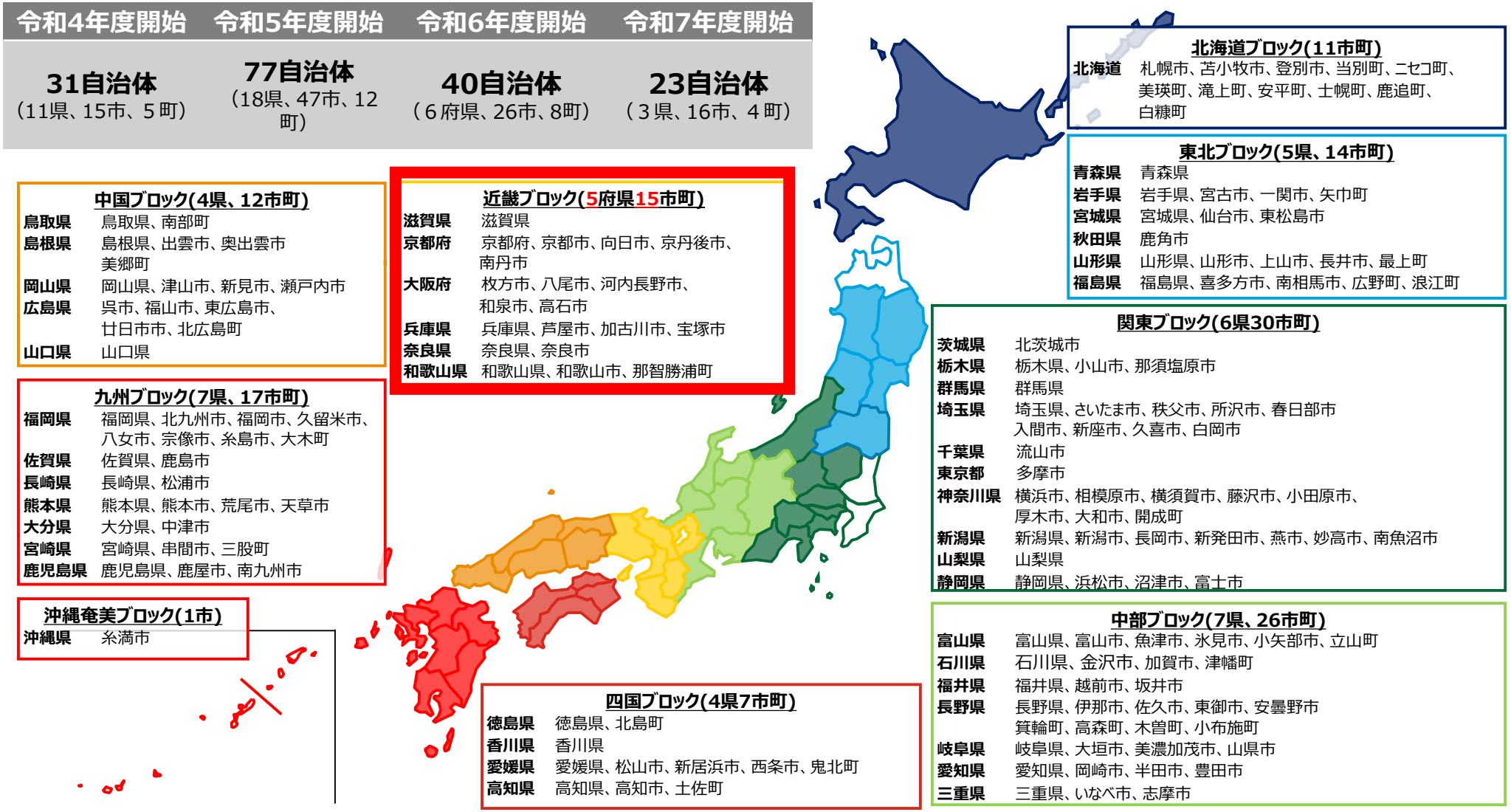
電気自動車からの外部給電

重点対策加速化事業の計画策定状況

環境省

■全国で重点的に導入促進を図る屋根置き太陽光発電、ZEB・ZEH、EV等の取組を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する重点対策加速化事業について、171自治体を選定（38府県、104市、29町）

令和4年度開始	令和5年度開始	令和6年度開始	令和7年度開始
31自治体（11県、15市、5町）	77自治体（18県、47市、12町）	40自治体（6府県、26市、8町）	23自治体（3県、16市、4町）



北海道ブロック(11市町)

北海道	札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、ニセコ町、美瑛町、滝上町、安平町、士幌町、鹿追町、白糠町

東北ブロック(5県、14市町)

青森県	青森県
岩手県	岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県	宮城県、仙台市、東松島市
秋田県	鹿角市
山形県	山形県、山形市、上山市、長井市、最上町
福島県	福島県、喜多方市、南相馬市、広野町、浪江町

関東ブロック(6県30市町)

茨城県	北茨城市
栃木県	栃木県、小山市、那須塩原市
群馬県	群馬県
埼玉県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、春日部市、入間市、新座市、久喜市、白岡市
千葉県	流山市
東京都	多摩市
神奈川県	横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県	新潟県、新潟市、長岡市、新発田市、燕市、妙高市、南魚沼市
山梨県	山梨県
静岡県	静岡県、浜松市、沼津市、富士市

中部ブロック(7県、26市町)

富山県	富山県、富山市、魚津市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県	石川県、金沢市、加賀市、津幡町
福井県	福井県、越前市、坂井市
長野県	長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、木曽町、小布施町
岐阜県	岐阜県、大垣市、美濃加茂市、山県市
愛知県	愛知県、岡崎市、半田市、豊田市
三重県	三重県、いなべ市、志摩市

近畿ブロック(5府県15市町)

滋賀県	滋賀県
京都府	京都府、京都市、向日市、京丹後市、南丹市
大阪府	枚方市、八尾市、河内長野市、和泉市、高石市
兵庫県	兵庫県、芦屋市、加古川市、宝塚市
奈良県	奈良県、奈良市
和歌山県	和歌山県、和歌山市、那智勝浦町

中国ブロック(4県、12市町)

鳥取県	鳥取県、南部町
島根県	島根県、出雲市、奥出雲市、美郷町
岡山県	岡山県、津山市、新見市、瀬戸内市
広島県	呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県	山口県

四国ブロック(4県7市町)

徳島県	徳島県、北島町
香川県	香川県
愛媛県	愛媛県、松山市、新居浜市、西条市、鬼北町
高知県	高知県、高知市、土佐町

九州ブロック(7県、17市町)

福岡県	福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、八女市、宗像市、糸島市、大木町
佐賀県	佐賀県、鹿島市
長崎県	長崎県、松浦市
熊本県	熊本県、熊本市、荒尾市、天草市
大分県	大分県、中津市
宮崎県	宮崎県、串間市、三股町
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、南九州市

沖縄奄美ブロック(1市)

沖縄県	糸満市

３．地方財政措置（脱炭素化推進事業債）

脱炭素化推進事業債等の延長・拡充

○ 地球温暖化対策計画（令和７年２月閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、地域脱炭素を加速化するため、脱炭素化推進事業債等を延長・拡充

○ 延長期間は、地球温暖化対策計画に位置づけられた実行集中期間を踏まえ、令和12年度までの５年間とする

１．対象事業

※赤字は拡充分　※公営企業についても同様に措置

（１） 地方単独事業として実施するもの

①公共施設等における再生可能エネルギー設備等の整備

※売電を主目的とするものは原則対象外としていたが、発電電力を地域内で消費するための売電を主目的として自治体が整備するものを対象に追加

②公共施設等をZEB※基準に適合させる改修等

※ZEB(Net Zero Energy Building)とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

③公共施設等を省エネ基準に適合させる改修

※建物全体が基準を満たす場合に加え、空調等の各設備が個別に省エネ基準を満たす場合を対象に追加

④公共施設等へのLED照明導入のための改修

⑤公用車における電動車※の導入・充放電設備の整備

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車

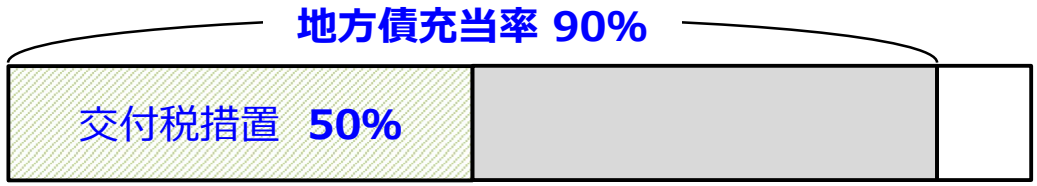
（２） 国庫補助事業として実施するもの

ペロブスカイト太陽電池の導入

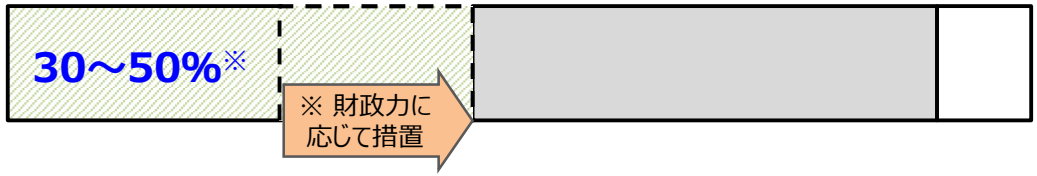
※一般補助施設整備等事業債の対象に追加

２．地方財政措置

（１）①及び②の事業　※売電が主目的の場合、対象事業費は1/2



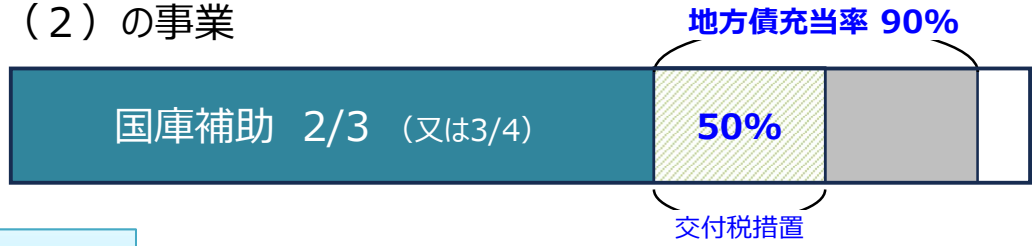
（１）③及び④の事業 ※個別の省エネ基準適合の場合、交付税措置30%



（１）⑤の事業



（２）の事業



３．事業期間

令和８年度～令和12年度（５年間）

４．事業費

1,000億円　（令和７年度： 1,000億円）

脱炭素化推進事業

○ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業（事業期間は令和12年度まで）

1. 対象事業　※事業費　1,000億円（令和8年度）

① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。）

② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く） など）

③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業（空気調和設備、給湯設備　など。）

④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業

※建物全体が省エネ基準を満たす場合に加え、当該部分個別に基準を満たす場合も対象。

⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）及び充放電設備の整備（主として公用車に充電を行うもの）

※ ①及び②は、新築・改築も対象。また、太陽光発電設備の整備には、建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。
※ ＺＥＢ（Net Zero Energy Building）とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】



再生可能エネルギー（太陽光）設備



公共施設等のZEB化
（屋根の高断熱化・複層ガラスの導入）



電気自動車の導入

2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

○ ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費

脱炭素化推進事業債（充当率90%）

元利償還金の50%を地方交付税措置 ／ 一般財源

○ ③及び④の事業　※設備ごとの省エネ基準適合の場合、交付税措置30%

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置 ／ 一般財源

※ 財政力に応じて措置

○ ⑤の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置 ／ 一般財源

※なお、国庫補助を活用して地方公共団体が公共施設等にペロブスカイト太陽電池を導入する事業については、その地方負担について一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%、元利償還金に対する交付税措置50%）

公営企業の脱炭素化の推進

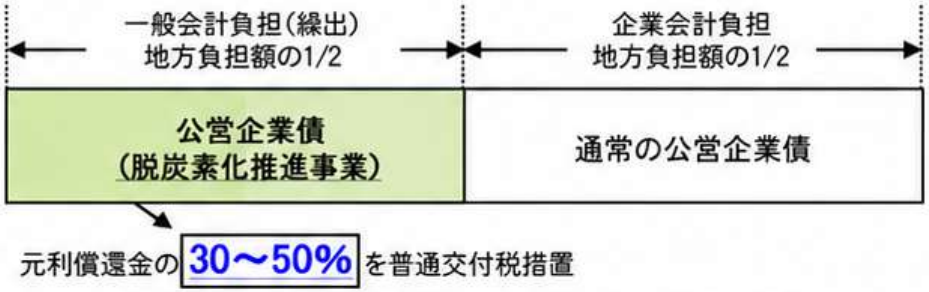
○ 地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）を踏まえ、温室効果ガスの「2050年ネット・ゼロ」の実現に向け、公営企業の脱炭素化の取組を積極的に支援するため、公営企業債（脱炭素化推進事業）を令和12年度までの5年間と延長するとともに、その対象を拡充する。

1. 対象事業 公営企業における脱炭素化のための地方単独事業

2. 事業期間 令和8年度～令和12年度（5年間）

対象事業	事業概要　※赤字はR8拡充分
①太陽光発電設備の整備等	太陽光発電設備※等の整備（売電を主たる目的とする場合を除く。） ※建材一体型太陽光発電設備及びペロブスカイト太陽電池を含む。
②ZEB基準相当への適合	ZEB基準相当に適合させるための改修等
③省エネルギー基準への適合	省エネルギー基準に適合させるための改修
④個別設備の省エネルギー改修	空調機器等※の各設備が個別に省エネルギー基準を満たす改修 ※対象設備：空調機器、換気設備、給湯機器、コジェネレーションシステム
⑤ ③以外の省エネルギー改修	③の対象設備以外の設備に係る省エネルギー改修※（高効率ポンプ導入等） ※改修前と比較し、二酸化炭素排出量を15%以上削減できるもの
⑥LED照明の導入	LED照明の導入のための改修
⑦電動車の導入	公用車における電動車※の導入・充電放電設備の整備 ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車

地方財政措置



元利償還金の30～50%を普通交付税措置

※水道事業、工業用水道資業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

地方負担額の1/2に「公営企業債（脱炭素化推進事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に下表のとおり普通交付税措置
（残余（地方負担額の1/2）については、通常の公営企業債を充当）

対象事業	交付税措置率
①・②	50%
③・⑤・⑥	財政力に応じて 30～50%
④・⑦	30%

※この他、小水力発電（水道事業等）や設備の省エネルギー改修（国庫補助事業）等（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV）等の導入（交通事業）についても対象



お問合せ先

環境省　近畿環境局
地域脱炭素推進室

メール　：CN-Kinki@env.go.jp
TEL　：06-6881-6511
最寄り駅：JR桜ノ宮駅